

日本原燃株式会社再処理事業所における
再処理の事業の変更の許可の申請に係る
経理的基礎に関する説明資料

平成9年7月

科学技術庁原子力局

日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可の申請に係る経理的基礎について、科学技術庁の「日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可について（諮問）」及び「日本原燃株式会社における再処理の事業の変更の許可の申請に係る平和利用、計画的遂行及び経理的基礎に関する参考資料」、日本原燃株式会社の「再処理事業所再処理事業変更許可申請書」等に基づき検討したところ、以下のとおりである。

1. 工事に要する資金及びその調達について

(1) 再処理事業変更許可申請書添付書類二における記載概要

工事に要する資金の額は、土地、建物等の直接工事費、総係費及び建設中利子の間接工事費の合計で、1兆8808億円である。この資金の調達にあたっては、工事が終了する平成14年度までに調達するとされ、下表のように計画されている。

再処理施設 総工事費	資金調達（比率）
1兆8808億円	・ 外部からの借入金 1兆1308億円（約60%）
	・ 自己資金等 7500億円（約40%）

(2) 資金調達について

以下のことから、工事に要する資金については、十分に調達していけると見込まれる。

- ① 外部からの借入金、1兆1308億円については、電気事業者の債務保証を得て借り入れていくこととしている。また、自己資金等については、電気事業者からの資金協力を得ながら調達していくこととしている。
- ② 電気事業者は、エネルギーセキュリティ等の観点から、核燃料サイクル路線の中核である本事業は必要不可欠という認識であり、経営全般にわたる合理化、効率化に努めつつも、再処理事業者への応分の資金協力を行うこととしている。
- ③ 自己資金等のうち、1000億円が電気事業者による建設分担金である。建設分担金とは、電気事業者が、再処理事業を通して得られる知見、技術等を共有し活用する立場から、再処理施設の建設を推進し再処理事業の商業規模での遂行を可能にするために、建設費の一部を分担するものである。
- ④ 自己資金等について、建設分担金の他に、再処理料金の前受金や増資によってこれを調達している。現在、再処理事業者と電気事業者で、詳細について検討しているところであるが、電気事業者はこれについて資金協力を行うとしている。

2. 事業開始以降の資金計画及び収支見積りについて

(1) 再処理事業変更許可申請書添付書類二における記載概要

事業開始（使用済燃料の受入れ開始）以降の資金計画については、建設工事費（工事に要する資金）に加え、運転費、支払利息、借入金返済のための資金調達計画が示されている。

収入項目	売上げ、自己資金等、借入金
支出項目	建設工事費、運転費、支払利息等、借入金返済

また、事業の収支見積りについては、当初は、製造原価、支払利息等の再処理事業の総原価が収益を上回り、欠損が生じるものの、再処理設備本体の操業に伴って収益が増し、平成29年度には欠損の累積が解消される見通しである。

再処理事業の原価	製造原価、一般管理費、支払利息
----------	-----------------

〔 上記原価を収益で賄い、平成29年度に欠損の累積を解消するとしている。 〕

(2) 資金調達について

以下のことから、建設工事費、運転費等に係る事業全体の資金については、売上げ、自己資金等及び借入金により調達していけるものと見込まれる。また、欠損の累積についても解消されていくものと見込まれる。

- ① 資金計画にある売上げについては、電気事業者との役務契約に基づき、これを調達していくこととしている。
- ② 資金計画にある自己資金等及び借入金については、工事に要する資金の調達と同様、電気事業者の協力を得ながら調達していくこととしている。
- ③ 電気事業者は、エネルギーセキュリティ等の観点から、核燃料サイクル路線の中核である本事業は必要不可欠という認識であり、経営全般にわたる合理化、効率化に努めつつも、再処理事業者への応分の資金協力を行うこととしている。
- ④ また、電気事業者は、本事業の再処理コストについて、海外再処理に比べてkWhあたり4割程度割高となるが、再処理コストの増分については発電原価に対する割合が小さく、今後、経営全般にわたる合理化・効率化を進め、これを吸収していきたいとしている。